

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	128 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	122 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件

## 北海道国民年金 事案 1701

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月までの期間及び 58 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月まで  
② 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 11 月から国民年金に任意加入し、加入当初から付加年金にも加入して国民年金保険料を納付してきた。

申立期間も相変わらず国民年金保険料を納付しており、その当時、私の夫の仕事や転居等の生活状況に特別の変化はなく、途中で保険料の納付をやめることはあり得ないので、申立期間の保険料が付加保険料を含め未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月から国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入しており、申立期間及び第 3 号被保険者が非該当となった 1 か月の期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿により、申立期間について、申立人は任意加入期間であり、保険料納付書は毎年発行されていたことが認められる上、第 3 号被保険者制度の導入後間もない昭和 61 年 4 月 15 日に、申立人に係る第 3 号被保険者への種別変更の事務処理が行われていることが確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を未納のままにし、第 3 号被保険者への種別変更手続を行ったものとは考え難く、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事や家族の住所及び経済状況に変化はなく、申立期間の国民年金保険料を納付できない理由も見当たらな

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1702

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月

A 市に在住していた当時から、私は、毎月国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料の未納期間が数か月あったことは自覚していたので、平成 2 年 10 月ごろに B 町の実家に転居する際に、A 市の銀行でまとめて保険料を納付した記憶がある。

B 町に転入してしばらくしたころ、同町役場の女性 2 名が訪れ、A 市での未納の国民年金保険料があると言うので、今までの経緯を説明したところ、確認するとのことであったが、その後連絡が無かったので未納は無いはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、国民年金の種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、A 市から B 町へ転居する際に、国民年金保険料の未納分を納付したとしているところ、A 市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、平成元年 4 月から 2 年 10 月までの保険料は現年度納付していることが確認でき、そのうち、元年 11 月から 2 年 10 月までの保険料は口座振替により納付しているものと推認できることから、申立人が B 町へ転居するころに未納であった保険料は、昭和 63 年度の保険料であったものと考えられる。

さらに、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、申立期間 1 か月のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間、46年7月から同年9月までの期間及び46年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から40年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで  
③ 昭和46年7月から同年9月まで  
④ 昭和46年12月

私は、昭和39年2月ごろ、A市B区役所C出張所で、国民年金の加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料は、自宅に集金に来た同区の職員に私の元夫の分と一緒に納付していた。領収書は3枚複写で、集金人から受け取った記憶がある。

年金手帳は、平成16年の引っ越しの際に紛失したため、現在持っていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和39年2月ごろ、A市B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、自宅へ集金に来た同区の職員に申立人の元夫の分と一緒に納付していたとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、40年5月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であるが、申立期間当時、集金による保険料の収納業務を行っていた同区では、過年度保険料の収納業務は行っていなかったことから、申立人は、申立期間①の保険料を集金人へ納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元

夫について、申立期間のうち昭和 39 年度分の保険料が納付済期間となっているので自分も納めているはずだとしているが、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿によると、昭和 39 年 9 月ごろに払い出され、当該年度の保険料を 40 年 2 月に納付していることが同区の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人の夫が保険料を納付した時期は、申立人の同手帳記号番号が払い出された 40 年 5 月以前であり、当該年度の保険料を申立人の元夫の分と一緒に納付したものとは認められない。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を<sup>さかのぼ</sup>遡ってまとめて納付した記憶が無い上、申立人の元夫についても、その元夫の国民年金手帳記号番号が払い出される以前の期間の過年度保険料が未納となっていることから、申立人が申立期間①の過年度保険料を納付していたものとは考え難い。

2 申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、A 市 B 区役所によると、当時同区では現年度保険料未納者に対して訪問により保険料収納を行っていたとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

3 A 市 B 区役所が保管する申立人とその元夫の国民年金被保険者名簿によると、申立人とその元夫は、申立期間④の直前の期間の国民年金保険料を納付時効後の昭和 49 年 3 月 15 日に納付していることが確認できることから、当該期間の保険料は第 2 回特例納付（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施）により納付したものと推認できる。

また、申立期間③及び④についても、同様に特例納付することが可能である上、申立期間③及び④の間の期間のみ特例納付されている記録は不自然であることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料も同時に特例納付したものと考えられる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間、46 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 46 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1704

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年7月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職する際、速やかに国民年金に加入しなければならないと会社から説明を受けていたことから、平成6年5月ごろ、妻と一緒にA市役所B支所の窓口で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、毎月、A市の国民年金協力員が自宅に集金に来て、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付して領収書を受け取っていた。また、集金による納付ができず、納付書が後日送付された場合でも必ず私か妻が国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていること、及び私の保険料の未納期間が妻と1か月相違していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人夫婦は、昭和50年12月から60歳到達時まで、それぞれの申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納期間が無く、申立期間以外の厚生年金保険との切替手続や種別変更手続等も適切に行っていることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、オンライン記録により、平成7年8月8日に申立人の国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認できるが、その時点において、時効完成前の直近2年以内の保険料未納期間は申立期間のみであり、当該過年度納付書は申立期間の保険料に係る納付書であったものと考えられるところ、保険料の納付意識の高かった申立人夫婦が、当該過年度納付書により申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間のうち、平成6年7月については、夫婦一緒に納付したとする申立人の妻の国民年金保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1705

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月及び同年6月

夫がそれまで勤めていた会社を退職する際、速やかに国民年金に加入しなければならないと会社から説明を受けていたことから、平成6年5月ごろ、夫と一緒にA市役所B支所の窓口で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、毎月、A市の国民年金協力員が自宅に集金に来て、私が夫婦二人分の保険料を納付して領収書を受け取っていた。また、集金による納付ができず、納付書が後日送付された場合でも必ず夫か私が国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人夫婦は、昭和50年12月から60歳到達時まで、それぞれの申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納期間が無く、申立期間以外の厚生年金保険との切替手続や種別変更手続等も適切に行っていることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人について、平成6年5月16日付けで国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理が同年8月18日に行われていることが確認でき、その後、夫婦一緒に保険料を納付したとする申立人の夫には7年8月8日に過年度納付書が作成されていること、及び申立人の6年7月の保険料が過年度保険料として納付されていることも確認できることから、保険料の納付意識の高かった申立人夫婦は、当該過年度納付書により申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から2年3月まで  
② 平成8年12月から9年7月まで

申立期間①について、私が20歳になった時は、学生でA市に住んでいたが、実家のあるB町から住所を変更しておらず、実家に国民年金加入勧奨の通知が届いたことを契機に、母親が私の代わりに国民年金加入手続を行ってくれ、その保険料についても、私が厚生年金保険に加入するまで毎月銀行の窓口で納付してくれていた。

申立期間②について、それまで勤務していた事業所を退職したことから、平成8年12月下旬にA市役所で、自身で国民健康保険の加入手続を行った後、その隣のカウンターで国民年金の加入手続を行い、その保険料を2か月分から3か月分ずつまとめて銀行の窓口で納付したと記憶している。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和49年10月から自身が60歳に到達する平成16年\*月までの国民年金加入期間において、保険料の未納期間が無いとともに、その母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の義父についても、60歳までの国民年金加入期間に保険料の未納期間が無いことから、その母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の母親は、申立人と同じく実家を離れていた申立人の妹の国民年金についても、その妹が20歳から被用者年金に加入するまでの期間におい

て、実家のあるB町で母親が加入手続きを行い、保険料を納付していたとして、オンライン記録により、その妹は、20歳になった時に同町で国民年金に加入し、その後、被用者年金に加入するまでの国民年金加入期間に保険料の未納期間が無いことが確認できる。

さらに、i) その妹から、「私が20歳になった時、母親から、姉と同じように、実家を出ていた私の代わりに私の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ってくれると言われた。」との証言を得ていること、ii) 申立人と同じ年齢の息子がいる申立人の伯父(申立人の母親の兄)から、「申立期間当時に妹(申立人の母親)から、妹の長女(申立人)が国民年金に加入し保険料を納付していたことから、私の息子にも国民年金保険料の納付を勧められた。」との証言を得ていることから、その母親の説明には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>がうかがわれ、当時、その母親が、夫婦二人分の保険料のみ納付し、申立人の申立期間①の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

しかしながら、申立期間②について、当該期間に申立人が住所を定めていたA市において、当該期間に申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、A市役所で、自身で国民健康保険の加入手続きを行った後、その隣のカウンターで国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、当該期間当時、同市役所では国保年金課の窓口カウンターは設けていなかった上、同市役所で国民健康保険の手続きは行えなかったとしており、申立人の記憶と一致しない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)に係る申立期間の〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年10月14日

社会保険庁(当時)の記録では、A社(現在は、B社)から支給された申立期間の賞与(燃料手当)に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賞与集計表により、申立人は、平成17年10月14日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 111 件 (別添一覧表参照)

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2544			男	昭和47年生		4万9,000円
2545			女	昭和51年生		4万9,000円
2546			男	昭和49年生		8万8,000円
2547			女	昭和46年生		4万9,000円
2548			男	昭和27年生		14万8,000円
2549			男	昭和30年生		14万8,000円
2550			男	昭和22年生		14万8,000円
2551			男	昭和24年生		14万8,000円
2552			男	昭和27年生		14万8,000円
2553			男	昭和25年生		14万8,000円
2554			男	昭和15年生		14万8,000円
2555			男	昭和18年生		14万8,000円
2556			男	昭和19年生		14万8,000円
2557			男	昭和19年生		14万8,000円
2558			男	昭和23年生		14万8,000円
2559			女	昭和52年生		4万9,000円
2560			女	昭和60年生		4万9,000円
2561			女	昭和55年生		8万8,000円
2562			女	昭和58年生		4万9,000円
2563			男	昭和48年生		14万8,000円
2564			男	昭和49年生		4万9,000円
2565			女	昭和50年生		8万8,000円
2566			男	昭和55年生		14万8,000円
2567			男	昭和57年生		4万9,000円
2568			女	昭和52年生		4万9,000円
2569			男	昭和56年生		4万9,000円
2570			男	昭和50年生		14万8,000円
2571			男	昭和28年生		8万8,000円
2572			男	昭和24年生		14万8,000円
2573			男	昭和44年生		8万8,000円
2574			男	昭和19年生		14万8,000円
2575			男	昭和32年生		14万8,000円
2576			男	昭和38年生		14万8,000円
2577			男	昭和39年生		14万8,000円

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2578			男	昭和43年生		14万8,000円
2579			男	昭和21年生		14万8,000円
2580			男	昭和22年生		14万8,000円
2581			男	昭和22年生		14万8,000円
2582			男	昭和23年生		14万8,000円
2583			女	昭和42年生		8万8,000円
2584			男	昭和43年生		8万8,000円
2585			男	昭和25年生		8万8,000円
2586			男	昭和52年生		8万8,000円
2587			男	昭和55年生		8万8,000円
2588			女	昭和59年生		8万8,000円
2589			男	昭和61年生		4万9,000円
2590			男	昭和61年生		8万8,000円
2591			男	昭和55年生		14万8,000円
2592			男	昭和25年生		14万8,000円
2593			男	昭和36年生		14万8,000円
2594			男	昭和45年生		14万8,000円
2595			男	昭和51年生		14万8,000円
2596			女	昭和49年生		4万9,000円
2597			男	昭和23年生		14万8,000円
2598			男	昭和30年生		14万8,000円
2599			男	昭和45年生		14万8,000円
2600			男	昭和48年生		8万8,000円
2601			男	昭和51年生		14万8,000円
2602			男	昭和48年生		8万8,000円
2603			男	昭和53年生		8万8,000円
2604			女	昭和48年生		4万9,000円
2605			女	昭和59年生		4万9,000円
2606			男	昭和38年生		8万8,000円
2607			男	昭和48年生		8万8,000円
2608			男	昭和51年生		14万8,000円
2609			男	昭和46年生		14万8,000円
2610			男	昭和55年生		8万8,000円
2611			男	昭和39年生		8万8,000円

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2612			女	昭和59年生		4万9,000円
2613			男	昭和38年生		14万8,000円
2614			男	昭和25年生		14万8,000円
2615			男	昭和28年生		14万8,000円
2616			男	昭和31年生		14万8,000円
2617			男	昭和33年生		14万8,000円
2618			女	昭和35年生		8万8,000円
2619			男	昭和36年生		14万8,000円
2620			男	昭和40年生		4万9,000円
2621			女	昭和41年生		8万8,000円
2622			男	昭和42年生		14万8,000円
2623			男	昭和42年生		14万8,000円
2624			男	昭和52年生		14万8,000円
2625			男	昭和45年生		8万8,000円
2626			男	昭和47年生		14万8,000円
2627			男	昭和45年生		8万8,000円
2628			男	昭和46年生		8万8,000円
2629			男	昭和48年生		14万8,000円
2630			男	昭和48年生		8万8,000円
2631			男	昭和49年生		8万8,000円
2632			男	昭和54年生		8万8,000円
2633			男	昭和55年生		8万8,000円
2634			男	昭和57年生		8万8,000円
2635			男	昭和38年生		14万8,000円
2636			男	昭和42年生		14万8,000円
2637			男	昭和32年生		14万8,000円
2638			男	昭和33年生		14万8,000円
2639			男	昭和43年生		8万8,000円
2640			男	昭和45年生		8万8,000円
2641			男	昭和48年生		14万8,000円
2642			男	昭和50年生		8万8,000円
2643			男	昭和51年生		8万8,000円
2644			男	昭和53年生		8万8,000円
2645			女	昭和55年生		4万9,000円

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2646			男	昭和50年生		14万8,000円
2647			女	昭和57年生		4万9,000円
2648			女	昭和56年生		8万8,000円
2649			男	昭和51年生		4万9,000円
2650			女	昭和56年生		4万9,000円
2651			男	昭和49年生		14万8,000円
2652			男	昭和49年生		8万8,000円
2653			男	昭和49年生		14万8,000円
2654			女	昭和58年生		4万9,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和26年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月31日から同年7月1日まで

昭和24年12月6日から29年6月30日までB村(現在は、C町)にあったA社D事業所でE職として勤務していた。当初は、同事業所にF社から派遣されていたが、途中の26年3月31日からA社の職員として勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入記録は、昭和26年3月31日から同年7月1日までの期間が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に係る具体的な供述、当時のA社役員の息子等の供述、後に申立人が勤務したG県庁が保管する申立人の履歴書の内容(昭和24年12月6日から29年5月31日までA社E職)、並びにF社及びA社の法人登記簿謄本の事業目的等の登記変更記録から判断すると、申立人は昭和26年3月31日にF社の職員からA社の職員となり、申立期間において、同社D事業所のE職として勤務していたことが認められる。

また、F社及びA社は、いずれも解散していることから、申立人の厚生年金保険料の控除に係る状況は聴取できないが、i)申立人が、当初はF社から派遣されていた旨の供述をしていること、及びA社の役員の息子の供述から、申立期間当時、F社とA社とは密接な関係にあったとみられる上、E職業務は専門性が高く、他人では代替できない業務であり、かつ、当時勤務していた事業

所にE職は申立人一人のみであったことを踏まえると、申立人の所属の変更の際に両者間で雇用条件等について引継ぎがあったとみるのが妥当と考えられること、ii)申立人は、申立期間においても処遇等に変更は無く給与も支払われていたと供述していること、iii)上記法人登記簿謄本の記録と申立人の供述内容が符合していること等から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年5月10日から同年12月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年5月10日、同資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から48年5月1日まで

A社には、昭和46年5月1日から平成6年12月25日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で辞めることなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間のうち昭和47年5月10日から同年12月29日までの期間においてA社に季節雇用者として勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当時の事業主は死亡しており、資料等も保存されていないため、申立期間当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からないが、通常は季節雇用者であっても雇用保険に加入しているのであれば厚生年金保険にも加入していると考えるのが普通であると思う。また、当社は会社の経営も順調であり、申立期間当時に経営上で大きな変化があったとは聞いていない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると申立人は、申立期間の前年の昭和46年5月1日から47年1月1日までの期間に当該事業所において厚生年金保険

の被保険者であったことが確認でき、これは申立人の雇用保険の加入記録とも合致している上、40年4月から47年3月までに、申立人と同様に当該事業所において季節雇用者であったことがうかがえる者6人のうち雇用保険の加入記録が、オンライン記録により確認できた二人についても、雇用保険の加入記録と厚生年金保険被保険者期間の記録は合致している。

以上のことから判断すると、当該事業所では、季節雇用者についても厚生年金保険に加入させ、雇用保険と厚生年金保険の加入手続を一体で行っていたことが推認できる上、申立期間のみ、季節雇用者として雇用する者について厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあったことをうかがわせる特別の事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和47年5月10日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立期間の前年において季節雇用者であったと考えられる同僚の記録から判断すると、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年5月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和47年1月1日から同年5月10日までの期間及び同年12月30日から48年5月1日までの期間について、B社に照会したところ、「当時の事業主は死亡しており、当時の資料等も保存されていないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、当該期間のうち昭和48年4月16日から同年5月1日までの期間については、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録により同保険の加入記録が確認できるものの、当該事業所が保管する、48年の「健康保

「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の備考欄には、「5月1日より日給から月給に。5月1日より日雇から一般に変更。」と記載されている上、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は48年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これはオンライン記録とも合致している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和47年1月1日から同年5月10日までの期間及び同年12月30日から48年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月25日から同年5月1日まで

A社には、昭和42年3月25日から50年9月26日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社B工場から同社本社へと異動した時期であるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録並びにA社B工場の上司及び転勤先の同社本社で申立人の上司であった者の供述から判断すると、申立期間当時、申立人が同社に継続して勤務し（A社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社B工場における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和46年4月25日として記録されているところ、同社本社における社会保険事務及び給与計算事務担当者は、「当社では厚生年金保険料について、当月控除していたことから、申立人については、昭和46年4月の同保険料についてはB工場で控除し、同年5月に係る同保険料を当社本社で控除したはずである。」と供述していることから判断すると、申立人の同社B工場における同保険の被保険者資格喪失日に係る記録を、同年5月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 36 年 4 月 10 日から 38 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 43 年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③については脱退手当金を受給しているため年金額に反映されないとの回答があった。

脱退手当金を受け取っていないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所において、申立期間当時、社会保険事務を担当していた者は、「会社では脱退手当金の代理請求及び代理受領は行っていない。」と供述しており、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきであるところ、申立期間②と③の間にある事業所に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、この未請求となっている事業所は、申立期間③と同一事業所であり、この期間を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立人に支給されたとする脱退手当金の支給額は、法定支給額と 1,258 円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る同被保険者資格喪失日（昭和43年4月30日）及び同被保険者資格取得日（昭和44年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月30日から44年4月1日まで

A社における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

昭和40年7月から45年5月31日までC業務の仕事をしており、その間一度も退職したことはなく、継続して勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和40年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年4月30日に同資格を喪失後、44年4月1日に同社において再度同資格を取得しており、43年4月から44年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は昭和40年7月1日から45年5月31日までの期間、A社に継続して勤務し、同一の仕事をしてきたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者として加入記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した8人に照会したところ、回答の得られた者で申立人

と同職種であるC業務をしていたとする4人のうち、1人は「申立人は申立期間当時、一度退職した上で再入社した事実はない。」と供述しており、3人は「勤務期間の途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いは行われていなかった。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年9月1日から申立期間の後の45年5月10日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を有する者41人（申立人を除く。）についてみると、いずれも同保険の被保険者資格は継続しており、これらの者の中には事務担当者が含まれていると考えられるが、少なくともC業務をしていたと回答している4人は、勤務期間の途中で厚生年金保険被保険者資格を喪失していないことが確認できる。

加えて、当該事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等についての関連資料は全く無く、勤務実態や給与から保険料を控除していたか否かは不明としているが、申立人について特別な理由により在職期間中の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させて、1年後に再取得させるということは考え難い旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年4月から44年3月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間①に係る被保険者資格喪失日（昭和36年4月29日）及び被保険者資格取得日（昭和39年2月3日）の記録を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を昭和36年4月から37年9月までは1万8,000円、同年10月から38年9月までは2万2,000円、同年10月から39年1月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月29日から39年2月3日まで  
② 昭和42年12月8日から45年5月1日まで  
③ 昭和45年12月7日から53年4月1日まで

昭和32年4月から平成13年2月までA社にB職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、A社において昭和32年4月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、36年4月29日に同資格を喪失後、39年2月3日に同社において再度同資格を取得しており、36年4月から39年1月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間①においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、当該事業所では、「当時、B職は一人前になるまで、常用雇用とし

て厚生年金保険に加入させていた。一人前になると、B職は常用雇用から請負契約となり、自分で国民年金に加入した。」と回答しているところ、当該事業所が保管する労働者名簿から、申立人が申立期間①において、B職の常用雇用として勤務し、申立期間①の前後で、業務内容及び雇用形態に変更がなかったことが確認できる。

さらに、被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）から、申立期間①及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 24 人に照会し、申立人と同職種（B職）の同僚 13 人から回答を得たところ、このうち当該事業所にB職として一人前になった後も継続して勤務していたとする同僚 4 人は、被保険者名簿によると、いずれも常用雇用として勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者資格が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和 36 年 3 月及び 39 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、36 年 4 月から 37 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 38 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 39 年 1 月までは 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、当該期間のうち、毎年、夏期間について、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する労働者名簿によると、申立人は「昭和 42 年 12 月家事都合により退社」と記載されており、これは申立人の雇用保険の離職日及び厚生年金保険の喪失記録と符合する。

また、当該事業所では、当時、B職は常用雇用者については厚生年金保険に加入させており、その後請負契約となった者は国民年金に加入した旨回答しているところ、申立期間②及び③の雇用保険の被保険者記録から判断

すると、申立人は、昭和 42 年 12 月以降は、当該事業所において、常用雇  
用者から夏期間のみの期間雇用者になったものと推認できる。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票から、申立人と同職種と確認でき  
る複数の同僚記録を確認したところ、申立期間②及び③において、夏期間  
のみの期間雇用者として勤務していたと思われる記録は確認できなかった。

加えて、被保険者原票によると、申立人が当該事業所において、厚生年金  
保険被保険者資格が確認できる昭和 53 年 4 月 1 日と同日に、申立人のほか  
に同僚 12 人が、厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、申立人を含  
むこれら 13 人は、同年以降、毎年、夏期間のみ厚生年金保険に加入してい  
ることから、当該事業所では、同年から常用雇用でない B 職について、厚  
生年金保険に加入させる取扱いを始めたものと考えられ、申立期間②及び  
③においては、厚生年金保険に加入させていなかったと認められる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確  
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成12年4月3日、同資格喪失日が13年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月29日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月29日から同年10月1日まで  
A社に平成12年4月に入社し、13年9月30日付けで退職しており、同年9月分の厚生年金保険料が給与から控除されていた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は平成12年4月3日、同資格喪失日が13年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月29日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び源泉徴収票並びに当該事業所の回答から、申立人は、A社に平成13年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書における厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成17年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月から同年10月までは17万円、同年11月は16万円、同年12月は17万円、18年2月は16万円、同年3月は17万円、同年4月は16万円、同年5月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から18年6月1日まで

申立期間は、A市役所にB職として勤務した期間であるが、「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額が、給与の「支払明細表」に記載されている給与総支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低額となっている。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与の「支払明細表」の厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成17年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月から同年10月までは17万円、同年11月は16万円、同年12月は17万円、18年2月は

16万円、同年3月は17万円、同年4月は16万円、同年5月は17万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成18年1月については、申立人が所持する給与の「支払明細表」の厚生年金保険料控除額（1万2,144円）に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円）よりも高額であるものの、上記「支払明細表」の報酬月額に見合う標準報酬月額（13万4,000円）はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、過失により13万4,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が13万4,000円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B局（現在は、A県C局）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

A県B局に勤務していた昭和56年4月から57年1月までの期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、57年1月の厚生年金保険の加入記録が無い。

保管している昭和57年1月分の報酬賃金支給内訳（写し）により、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが証明できるので、同年1月も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA県B局に係る報酬賃金支給内訳（写し）及びA県C局の「厚生年金保険料の控除方法は当月控除である。」との回答により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の雇用保険の離職日は、昭和57年1月30日になっているところ、翌日は日曜日であることが確認でき、退職月の月末が休日の場合についての厚生年金保険の取扱いをA県C局に照会したところ、「申立期間当時は明らかではないが、現在は、任用開始月の月初及び任用満了月の月末が休日・祭日であっても任用日に含めている。また、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者資格喪失届出の基準等を確認できないが、現在と同様、任用満了日の翌日で提出しているものと推察される。」と回答しており、上記雇用保険記録及び同

回答から、申立人は同年1月31日が任用満了日と考えられ、申立期間が任用期間であったことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を設定することになる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管していたA県B局における昭和57年1月分報酬賃金支給内訳(写し)の報酬額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の関係書類が無く、事実関係が確認できない。」と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和57年1月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

ねんきん定期便により、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が実際に支払われた金額より低額であることが判明した。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提供された申立人の賃金台帳により、申立人は、平成16年12月10日に同社から賞与(58万4,740円)の支払いを受け、厚生年金保険料(3万9,654円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の厚生年金保険料控除額(3万9,654円)については、賞与額に基づく標準賞与額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000分の69.67)を乗じて求められる金額(4万687円)とは合致せず、当該標準賞与額に平成16年10月に改定される以前の同保険料率(1,000分の67.9)を乗じて求められる金額と合致することが確認できることから、事業主が、申立期間の厚生年金保険料控除額を算出するに当たって、適用すべき保険料率を誤った

ものと考えられ、この結果、当該厚生年金保険料控除額（3万9,654円）に見合う標準賞与額は、当該賞与額に見合う標準賞与額よりも低額の57万円となっている。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前記貸金台帳の厚生年金保険料控除額から、57万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の賞与額について総支給額に基づいて届出を行うべきところ、社会保険料等を控除した後の支給額に基づいて届出を行った。」と供述している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間における標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を41万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

ねんきん定期便により、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が実際に支払われた金額より低額であることが判明した。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提供された申立人の賃金台帳により、申立人は、平成16年12月10日に同社から賞与(42万3,020円)の支払いを受け、厚生年金保険料(2万8,722円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の厚生年金保険料控除額(2万8,722円)については、賞与額に基づく標準賞与額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000分の69.67)を乗じて求められる金額(2万9,470円)とは合致せず、当該標準賞与額に平成16年10月に改定される以前の同保険料率(1,000分の67.9)を乗じて求められる金額と合致することが確認できることから、事業主が、申立期間の厚生年金保険料控除額を算出するに当たって、適用すべき保険料率を誤つ

たものと考えられ、この結果、当該厚生年金保険料控除額（2万8,722円）に見合う標準賞与額は、当該賞与額に見合う標準賞与額よりも低額の41万3,000円となっている。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前記貸金台帳の厚生年金保険料控除額から、41万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の賞与額について総支給額に基づいて届出を行うべきところ、社会保険料等を控除した後の支給額に基づいて届出を行った。」と供述している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間における標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1707

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から同年11月まで

私は、若い時は国民年金に加入していた。国民年金保険料は、私が、私と夫の二人分を納付していた。昭和49年3月からA社に勤めた際、会社から国民年金から厚生年金保険に切り替えなければ雇えないと言われたが、面倒なので切替手続を行わず、国民年金保険料の納付を続けた。

申立期間については、間違いなく国民年金と厚生年金保険の両方の保険料を納付しており還付された記憶もないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は厚生年金保険被保険者であるが、国民年金の保険料も重複納付していたと述べているところ、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)及びB市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間である昭和52年7月から53年4月までの期間及び53年6月から54年3月までの期間について、国民年金保険料を重複納付していたが、当該期間の保険料については、54年6月に過誤納により還付が行われていることが申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人に係る保険料の納付記録管理は適切に行われていたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間について間違いなく国民年金保険料を納付していたと述べているのみで、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1708

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私が昭和60年7月に勤め先の会社を退職した後、私の夫が、夫の勤め先の会社の担当者からの指示により、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、年金手帳を受け取った際に国民年金被保険者の資格取得日が誤っていることに気がつき、会社の担当者へ依頼したところ、同手帳の資格取得日を昭和60年7月16日に訂正する手続をしてくれた。なお、その訂正箇所にはA市の訂正印が押されている。

申立期間が未加入で国民年金保険料を未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、申立人の夫が会社の指示に基づき行ったとしているところ、オンライン記録により、申立人の第3号被保険者資格取得の処理が、昭和61年10月に行われていることが確認できることから、当該手続は同被保険者資格の取得のための手続であったものと推認できる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期については、i) 前述の手続が処理された時期が昭和61年10月であること、ii) その際に遡<sup>さかのぼ</sup>って資格を取得したと思われる61年4月から同年7月までの国民年金保険料を、申立人は同年10月23日に納付していることから、同年10月ごろであると推定できる。

さらに、申立人の所持する年金手帳によると、国民年金被保険者の資格取得日が訂正され、申立期間は強制加入期間となっていることが確認できるが、i) 申立人が国民年金の加入手続をした時期は、昭和61年10月ごろと推認できること、ii) 申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者の配偶者である

ため国民年金の任意加入対象者となり、制度上、任意加入者は<sup>さかのぼ</sup>遡って国民年金の被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられ、未加入期間は保険料の納付書が交付されることはなく、保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から14年3月まで

私は、平成4年7月に会社を退職し厚生年金保険被保険者でなくなったが、国民年金に加入することは当然と思い、国民年金の加入手続を私の母親に行ってもらい、毎年の国民年金保険料も、当時、私は無職であったので、私の母親が納付してくれていたはずである。

国民年金保険料を納付してくれていた私の母親は体調を崩しているため詳しいことは不明であるが、保険料は初めのうちはA市B区役所の窓口で払い、その後は銀行や郵便局で納付していたはずであるので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は体調不良により当時の状況等を聴取することができないため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は平成4年7月から14年3月までの約10年間に及ぶことから、当時、申立人が居住していたA市B区及び同市C区において、これだけの期間の事務処理の誤りが起こることも考え難い。

さらに、申立人について、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1710（事案 1300 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 61 年 8 月から平成元年 3 月まで  
昭和 61 年 8 月ごろ、当時勤務していた会社が倒産したのを契機に、私が A 市役所で国民年金の加入手続を行った。  
申立期間の国民年金保険料については、私が毎月 A 市役所の窓口で 9,000 円前後を納付していた。  
申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年 5 月ごろに払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できない上、残りの申立期間の保険料についても、当該期間は過年度納付となり、A 市役所で保険料を納付できないこと、ii) A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、2 年 3 月 20 日付けで「納付拒否者」と記入されており、申立人への納付書送付と未納保険料納付督促を行わないために国民年金の被保険者資格喪失手続を行ったことが確認でき、申立人は、同市に現年度保険料を納付しない旨の意思表示を行ったものと推認できることから、申立人が過年度分として納付可能な期間である申立期間の保険料を納付したとは考え難いこと、iii) 申立人は、当時勤務していた会社が倒産して無職となった時に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、雇用保険記録により、申立人の勤務していた会社は、昭和 63 年 10 月 29 日に雇用保険の適用事業所を廃止しており、申立期間の大部分は事業を行っており、申立人の主張と一致しないことなどから、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする。

る通知が行われている。

申立人は、再申立に当たって、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情はなく、日本年金機構に変わったので再申立したいと述べるのみで、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1711

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

平成3年4月に学生が国民年金に強制加入となった際、私の妹が該当することから、それまで未加入であった私と妹の二人分の国民年金加入手続を、私の母が同年4月にA町役場で行ってくれた。

私の国民年金保険料については、私の母親が同町役場の職員に2年<sup>さかのぼ</sup>って納付した方がよいと教えられ、納付書を作成してもらい、金額が約20万円と高額だったのでいったん家に戻り、同役場内のB銀行A町役場出張所（現在は、A信用金庫A町役場出張所が業務継承）で納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろ、申立人の母親が、A町役場で申立人の国民年金加入手続を行った際、2年間<sup>さかのぼ</sup>って国民年金保険料を納付した方がよいと指導を受け、2年間分の納付書を作成してもらい、約20万円をA町役場内にあったB銀行A町役場出張所で納付してくれたと述べているが、同銀行から役場出張所の業務を継承しているA信用金庫は、「役場出張所は、町の公金を扱っているが、歳入代理店ではないことから国庫金は扱っていない。」としていることから、過年度分として国庫金扱いとなる申立期間の国民年金保険料は、同出張所では納付できなかつたものと推認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「発行された2年間分の納付書によりB銀行A町役場出張所で納付した。」「A町役場の職員に、一括で納付すると保険料が割引になるとの説明を受け、そのとおりに納付した。」としているが、平成3年4月の時点で保険料が割引されるのは、

制度上、平成3年度分の保険料を同年4月に前納した場合に限られることを踏まえると、当時発行されたのは2年度及び3年度分の納付書であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1712

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

私は、平成14年5月にA社会保険事務所(当時)で年金相談をした時に、国民年金保険料の未納期間があることを知り、13年9月から14年6月までの保険料納付書の発行を依頼するとともに、同年7月以降の保険料の口座振替納付の申込みをした。国民年金保険料は、その後に郵送されてきた納付書により一括納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月にA社会保険事務所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うとともに、申立期間を含む13年9月から14年6月までの国民年金保険料の納付書の作成及び発行を依頼し、後日、郵送されてきた納付書により当該期間の保険料を一括納付したと述べているが、保険料の具体的な納付時期、納付場所及び納付方法の記憶が定かではなく、当時の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所(当時)では、過年度の国民年金保険料と現年度保険料の納付書は別々に作成及び発行する取扱いとしているが、申立人は、申立期間に係る保険料を1枚の納付書で納付したと述べているところ、オンライン記録により、平成13年9月から14年3月までの保険料が同年7月29日に過年度納付されていることが確認できる一方、申立人は、同年7月以降の保険料を口座振替により納付するに当たって、当時、手元にあった納付書を破棄処分した記憶があるとも述べていることから、申立人が処分した納付書は、申立期間に係る現年度保険料の納付書であったものと推認できる上、申立期間については、同年4月に保険料収納事務が国に一元化されたこと、及び事

務処理の機械化が一層促進されたことにより、一連の事務処理の過程において、誤った納付書の発行、記録漏れ及び記録誤り等が生じる可能性は、極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、46年4月から同年9月までの期間及び49年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和46年4月から同年9月まで  
③ 昭和49年4月から51年12月まで

私は、昭和60年4月に離婚した時に、前夫が「国民年金保険料は間違いなく全部納付した。」という話をしながら、私の年金手帳を手渡してくれた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月の婚姻前に、申立人の前夫がA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれたはずであると述べているが、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の前夫からの供述等の協力を得ることができないことから、当時の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号管理簿（払出簿）により、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、i) 申立人の前後の手帳記号番号を持つ任意加入被保険者は、昭和38年4月に資格取得していること、ii) 申立人の婚姻の届出（改姓）が37年6月であること、iii) 申立人及びその前夫は、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、昭和37年度の国民年金保険料を免除されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、37年6月から38年4月までの間に行われ、その時点で国民年金制度発足時の36年4月にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できるが、申立人は、自身の加入手続、免除申請手続及び国民年金保険料の納付方法について、申立人の前夫から話を聞いたことがな

く、申立人自身も全く記憶がないと述べている上、申立期間のうち、申立期間①及び③の期間については、申立人の前夫も保険料が未納となっている。

さらに、特殊台帳により、申立期間②直前の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料が過年度納付されており、申立期間②直後の同年10月から48年3月までの保険料が免除されていることが確認できるが、申立人は、これら過年度納付及び免除申請に係る記憶も全くなく、当時の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1714

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年1月までの期間及び58年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から53年1月まで  
② 昭和58年1月から61年3月まで

私は、昭和52年7月に会社を退職した後、自分で国民年金の加入手続きを行い、加入後は、国民年金保険料を納付書により区役所又は銀行で納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年7月に会社を退職した後、申立人自身が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付書により納付していたと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号管理簿（払出簿）により、53年2月に払い出されていることが確認できるとともに、別の年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらないこと、ii) 申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄により、53年2月4日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、この記録は、A市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立人は、会社を退職して52年8月に婚姻した後の53年2月ごろに、資格取得日を同年同月として、国民年金の任意加入手続きを行ったものと推認でき、申立期間①については、未加入期間とされていたため、保険料の納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金に加入した後は、被保険者

資格喪失の届出を行った記憶がなく、継続して国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、当該期間に係る保険料の納付時期、納付場所及び納付方法の記憶が定かでなく、当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、A市が保管する昭和57年度の国民年金被保険者名簿により、昭和58年1月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、この記録は、オンライン記録及び申立人所持の年金手帳の国民年金の記録とも一致している上、申立期間②については、A市が60年4月及び平成6年3月に作成した国民年金過年度納付記録簿及びオンライン記録により、申立人が国民年金に未加入であることが確認でき、未加入期間については国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から21年4月1日まで  
戦時中にA学校を卒業後、B社に就職し、昭和19年4月1日から21年3月末まではC事業所駐在のD職として勤務した。D職駐在制が廃止された後の21年4月1日にC事業所のD職に任命されてからの厚生年金保険加入記録は確認できるが、申立期間の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与辞令、E県F部G局に保管されていた申立人の人事履歴書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にB社に採用され、市町村事業所であるC事業所駐在の地方D職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法の施行前であるため、17年6月施行の労働者年金保険法の適用期間であり、同法は工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人の供述から、申立人は労働者年金保険の被保険者に該当しなかったものと判断される。

また、申立期間のうち昭和19年10月1日から21年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立て事業所のB社は23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、法人登記簿謄本により同年8月15日に法定解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚11人のうち、B社に採用され同じC事

業所駐在であったと申立人が供述している上司二人は、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、厚生年金保険の被保険者であった形跡は無く、また、駐在先であるC事業所に係る被保険者名簿を確認したところ、申立人と同じ日（昭和21年4月1日）に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、当該二人は共に既に死亡していることから、申立て事業所における当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

加えて、上述の同僚11人のうち生存及び所在が確認できた同僚二人に照会したところ、二人共に「申立期間当時にB社に採用され、申立人と同様、市町村事業所に駐在し勤務していた。」と供述しているが、B社職員であったとする期間については、B社に係る被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、申立人については、B社の下部組織で、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったB社H支部において厚生年金保険に加入させていた可能性も考えられたことから、同H支部に係る被保険者名簿を確認したが、申立人が厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。また、申立期間当時、地方の事業所に駐在したB社の職員の厚生年金保険の適用については、駐在先である地方の事業所が行う仕組みであった可能性も考えられるところ、C事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人が同保険の被保険者であった形跡は無く、また、同事業所は、昭和23年8月15日に法定解散していることから、当時の駐在員に関する厚生年金保険の適用関係について関係資料等を得ることができない。

その上、申立人が申立期間のうち昭和19年10月1日から21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2667

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 3 年 5 月まで

平成元年 11 月から A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、給与支給額に見合っていないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

平成 2 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 3 年 1 月から同年 5 月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書（写し）により確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、当時の控除方式は当月控除であったとみられるところ、当該給料支払明細書に記載された給与支給額は、1 か月（平成 3 年 4 月）を除きオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる同保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額と一致しているか又は低額であり、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち平成元年 11 月から 2 年 1 月までの期間及び同年 6 月から同年 12 月までの期間については、オンライン記録によると、当該事業所は 3 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業

主及び経理を担当していた役員も既に死亡していることから、申立期間の厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額の届書等の関係資料並びに供述を得ることはできない。

また、当該期間については、給与明細書は確認できないことから、事業主が当該期間において、給与から控除していた厚生年金保険料額を確認することはできないが、前述の給料支払明細書がある期間における事業主の厚生年金保険料の控除額からみて、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額より高額であったとは考え難く、事業主はオンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の同保険料を控除していたとみるのが妥当と考えられる。

さらに、オンライン記録において、さかのぼって申立人の標準報酬月額が訂正された形跡も認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 16 日から 41 年 5 月 25 日まで  
A 社（現在は、B 社）には、昭和 40 年 4 月 16 日から平成 7 年 4 月 30 日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
前に勤務していた会社を退職後、すぐに A 社に入社したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本により昭和 47 年 5 月 20 日に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡していることから、当該事業所の業務を引き継いだ B 社に照会したところ、「当社では、A 社に関する資料は保存されていないため、申立期間当時の同社における申立人の勤務状況等については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた 4 人及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 14 人の計 18 人のうち、生存及び連絡先が判明した 14 人に照会し、9 人から回答が得られたところ、申立人を記憶していた同僚 5 人のうち 4 人は、「申立人は、当初、C 業務の担当として勤務していた。」と供述しており、当該 4 人のうち 3 人は、「C 業務の担当はアルバイト従業員であり、正社員ではなかった。正社員でなければ、厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「当初は、C 業務担当のアルバイト従業員として採用に

なったが、数か月後には正社員になっている。」と主張しているところ、採用後に雇用形態等の変更があったことは推定できるものの、上述した5人の同僚は「申立人が正社員になった時期については分からない。」としており、申立人の主張を裏付ける資料及び供述を得られなかった。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2669

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月2日から26年5月1日まで  
申立期間については、A社B事業所に季節雇用のC業務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に対し申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立期間当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる資料は保存されておらず、申立人の勤務状況等に関しては分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態等を確認することができない。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同職種の同僚は5人であったとしているが、うち4人については氏名を記憶しておらず、残りの一人についても名字しか記憶していないことから、申立人の申立てに係る供述を得ることができない上、名字を記憶していた一人について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したが、申立期間前後を含め、当該名字の者で厚生年金保険の加入記録がある者は確認できない。

さらに、被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち連絡先が判明した9人に照会したところ、5人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について供述は得られない上、そのうちの二人は、「季節労働者は、厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2670(事案 1046 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 63 年 9 月に設立された A 社（現在は、B 社）に平成元年 4 月 1 日から勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に同日から代表取締役として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないと通知された。

しかし、厚生年金保険の新規適用事業所の届出がなされた場合、社会保険事務所（当時）では、経営の経過を見るために 2 か月は適用事業所として取り扱うことができないとしており、第三者委員会からの通知には、この取扱いの根拠となる文書について説明がない。今回、厚生年金保険の新規適用事業所の届出に係る社会保険事務所における取扱いの根拠となる文書を示してほしく再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 6 月 1 日であり、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できること、ii) 申立人が A 社と一緒に勤務していたとする同僚 9 人のうち、社会保険事務所の記録により、同社又は同社の関連会社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 5 人の被保険者資格取得年月日を確認したところ、このうち一人は 8 年 4 月 1 日であり、他の 4 人はいずれも 9 年 4 月 1 日であることが確認できるとともに、いずれも同日以前は C 共済組合に加入していたことが確認できることから、これらの者には、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いこと、iii) 社会保険事務所の記録によれ

ば、A社が厚生年金保険の適用事業所となった元年6月1日に被保険者資格を取得した者は申立人だけであり、その後2年2か月間は同社で新たに被保険者資格を取得した者がいないことが確認できることから、申立人が名前を挙げた同僚以外の者が申立期間において同社で厚生年金保険に加入していた形跡も無いこと、iv) A社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立期間の同社に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができなかったこと、v) 当時、A社の社会保険関係事務を代行していたD社に照会したものの、「当時の資料については、平成10年3月31日に委託解除された際に、A社にすべて返却した。」との回答があったことから、同社に係る厚生年金保険の適用手続の状況等についても確認することができず、ほかに同社が申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、vi) 上述の同僚9人のうち申立人がA社の総務部長であったとともに給与計算事務を担当していたとする者に照会したものの、申立期間において申立人の役員報酬から厚生年金保険料を控除したことを裏付ける供述は得られなかったこと、vii) 当該同僚9人のうち5人については、上述のとおり、いずれも、A社等で厚生年金保険被保険者資格を取得する日までC共済組合に継続して加入していたことが確認できるところ、申立人及び複数の同僚が、「これらの者は、いずれもE社からの出向者であった。」と供述している一方で、申立人は、「私は、E社を平成元年3月31日に退職した上で、A社に勤務していた。」と供述していることを踏まえると、申立人と当該同僚5人は立場が異なっていたと考えられることから、申立人が、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得する日までC共済組合に継続して加入していたとも考え難いこと、viii) 申立人は、「当時、家族が病弱であったので、2か月間も健康保険の適用が無かったとは考えられない。」と主張するが、社会保険事務所の記録によれば、申立人の健康保険証が交付されたのは、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の元年6月27日であったことが確認できることから、申立人が申立期間において政府管掌健康保険に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく21年7月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は新たな資料等を提出していない上、「厚生年金保険の新規適用事業所の届出がなされた場合、社会保険事務所では、経営の経過を見るために2か月は適用事業所として取り扱うことができないとしており、この取扱いの根拠となる文書について説明がない。今回、厚生年金保険の新規適用事業所の届出に係る社会保険事務所における取扱いの根拠となる文書を示してほしく再度申し立てる。」と主張しているが、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと

から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、今回の申立てに当たり、社会保険事務所における厚生年金保険の新規適用の取扱いに係る過誤を主張し、取扱いの根拠となる文書の提出を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、個々の申立事案の年金記録について、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録訂正の要否を判断しているものであり、社会保険事務所における取扱いの根拠となる文書の提出については、年金記録確認第三者委員会が判断するものではないので、この申立ては認められない。

## 北海道厚生年金 事案 2671

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 12 日から 59 年 12 月末まで  
② 昭和 60 年ごろから 62 年ごろまで

申立期間①はA社において勤務し、また、申立期間②はB社において勤務していたが、両期間共に厚生年金保険の加入記録が無い。

両事業所で間違いなく勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における雇用保険の加入記録から、申立人は、同期間のうち昭和 58 年 2 月 21 日から同年 12 月 20 日までの期間及び 59 年 1 月 6 日から同年 12 月 28 日までの期間、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は見当たらない。

また、当該事業所の商業法人登記簿により、申立期間当時の取締役の一人に照会したところ、「申立人は臨時で採用したと記憶しているが、その勤務期間については具体的に思い出せない。当時の従業員の氏名及び連絡先等は分からない。また、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったため、同保険料を給与から控除したことはない。」と供述している。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人の名前を挙げているが、連絡先等を記憶しておらず、この者から申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

2 申立期間②について、B社における雇用保険の加入記録から、申立人は、同期間のうち、昭和60年6月29日から62年1月20日までの期間、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は見当たらない。

また、当該事業所の商業法人登記簿により、申立期間当時の事業主に照会したところ、登記簿に記載されている住所に該当者はおらず、この者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚の氏名及び連絡先等を記憶しておらず、これらの者から申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

3 その上、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月ごろから 31 年 2 月 1 日まで  
昭和 27 年 5 月ごろから 36 年 3 月 1 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、31 年 2 月 1 日となっているので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 41 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、生存及び所在が確認できた 5 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち 1 人は、「当時、従業員は 30 人ぐらいいたが、厚生年金保険に加入していたのは、7 人から 8 人ぐらいであり、親戚兄弟等に限られていた。昭和 30 年ごろ労働関係のトラブルが起きたため、社長が、社員全員を厚生年金保険に加入させた。」と述べているところ、当該事業所における厚生年金保険の被保険者数は、申立期間の初期には 7 人であったが、昭和 30 年 12 月には 12 人、31 年 1 月には 23 人と増加していることが健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる。

さらに、当該事業所において、申立人と同日の昭和 31 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが被保険者名簿により確認できる者は、「私は、昭和 27 年 4 月に入社し、申立人は、1 か月遅れて同年 5 月に入

社した。」と述べていることから、事業主は、申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿と厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

なお、申立人が所持する給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、支給額から判断すると同明細書は申立期間以降のものであると思われる上、申立人自身も同明細書について、「給与支給額からして申立期間よりずっと後のものであることが分かった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年4月1日まで

申立期間は、A社にB職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B職資格を取得し、C市D事業所(当時)に勤務していたE専門職員からの紹介で、A社にB職として勤務したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和40年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により、同社が商号変更していることが確認できるF社に照会したところ、「確認できる書類が無く不明である。」と回答している上、G省H局及びC市I局に照会したが、「当時の資料を保管していない。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、前述のC市D事業所のE専門職員であった者に照会したところ、「申立期間当時、申立人に同社を紹介した記憶はあるが、雇用形態や厚生年金保険の加入の取扱いについては全く分からない。」と述べている。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者15人に照会したところ、回答が得られた9人全員が、「申立人の名前に記憶はなく、勤務していたか否かは分からない。厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる

供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2674

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から同年 11 月 1 日まで

昭和 54 年 5 月から 55 年 1 月まで A 社で B 業務の助手として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時は景気も悪くなく、しっかりした会社であったので、入社時から同保険に加入させてくれたと思う。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本の記録により、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「当時、入社してもすぐに辞めてしまう者が多かったため、子供が小さいなどどうしても健康保険証が必要な者以外は、見習期間を設けて社会保険（厚生年金保険及び政府管掌健康保険）には加入させなかった。申立人の記憶はないが、申立人に限らず当時 15 歳であれば、入社後すぐには社会保険に加入させておらず、加入させる以前にその保険料を給与から控除することもなかった。また、社会保険、雇用保険等の被保険者資格取得日は必ず同日としていた。私は、以前は社会保険事務を自分で行っており、当該事務を妻に任せ後も書類にはすべて目を通していたため、これらの取扱いをはっきりと記憶している。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち、申立人が「C 学校の同級生で同期採用であったが、私より早い昭和 54 年秋ごろに退社した。」と供述する者は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、当該事業所で厚生年金

保険の被保険者であった形跡が無い上、個人を特定することができず、他の3人のうち生存及び所在が判明した者二人に照会したものの、いずれも、「当時のことは記憶しておらず、申立人についても記憶がない。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況に係る供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者10人に照会したところ、回答が得られた4人は、いずれも「申立人については知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、上述の同僚二人のうち一人及び前述の回答者4人のうち3人は、当該事業所に係る被保険者原票によれば、自身が記憶する入社時期から、それぞれ4か月後、10か月後、8か月後、3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致していることが確認できるところ、上述の代表取締役であった者の供述を踏まえると、当該事業所では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和54年11月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たものと考えられる。

なお、D厚生年金基金が保管する中途脱退者移換台帖（写し）によると、申立人の同基金加入員資格取得年月日も昭和54年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月25日から31年1月5日まで  
② 昭和31年7月23日から32年5月1日まで

昭和30年9月25日から32年4月30日までA社に勤務し、B業務を担当していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、B業務員は私一人だけで、前任者が退社したため面接を受けて採用された。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「50年前の資料は残されていないため、当時のことは分からない。」と回答しており、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は所在が不明であるため、同人からも申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者一人、及び申立期間②において同保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者二人に照会したものの、いずれも、「申立人のことは記憶にない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人が、「当時、B業務員は私一人だけで、前任者が退社したた

め面接を受けて採用された。」と供述しているところ、前述の回答者二人のうち一人は、当該事業所の被保険者名簿によると、申立期間②中の昭和31年8月9日から同年11月5日まで当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる一方で、「私はB業務に従事していたが、同職種の者はほかにいなかった。」と供述していることを踏まえると、申立期間②当時は、既に申立人の後任者が当該事業所に勤務していたものと考えられる。

その上、申立人は、「入社して3か月間ぐらいは見習期間であり、社会保険には加入させてもらえず、厚生年金保険料を給与から控除されることもなかった。」と供述しており、申立期間①において厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことを認めている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2676

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月から 34 年 1 月まで  
② 昭和 36 年 3 月から同年 12 月まで

申立期間①は、A町にあったB社に勤務し、C作業等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D町にあったE社に勤務し、F作業の下働きをしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がB社で一緒に勤務していたとする同僚一人の供述、及び同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、当該期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は平成9年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、商業登記簿謄本の記録により当該事業所(当時は、G社)が解散した時点において代表取締役であったことが確認できる者に照会したものの、「B社当時の資料は引き継いでおらず、また、私は申立人の退社後に入社したため、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者3人のうち、生存及び所在が判明した者二人に照会したところ、このうち申立人が社長の息子であったとする一人は、「昭和39年の大火で会社が全焼したため、当時の資料はすべて焼失した。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人については記憶がない。」と供述しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、当該事業所の被保険者名簿によると、両人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ6年後、9か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、両人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者24人に照会したところ、回答が得られた15人のうち12人は、いずれも、自身が記憶する入社時期から、3か月後から11年3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者からも同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、事業所名簿によると、D町に所在するE社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業登記簿謄本の記録によっても、同社が当該地域に存在していたことは確認できない。

また、申立人は当該事業所の事業主について姓しか記憶していないため個人を特定することができないほか、一緒に勤務していた同僚の氏名も記憶しておらず、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2677

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月16日から35年3月ごろまで  
昭和32年10月にA省B局C部D事業所の非常勤職員として採用され、  
35年3月ごろまで勤務した。  
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。  
年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A省B局が保管するC部D事業所に係る昭和33年度及び34年度の「非常勤職員共済組合掛金調書」(以下「調書」という。)から、申立人は、申立期間にC部D事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記調書によると、申立人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和33年12月16日に、国家公務員共済組合の組合員資格を取得し、同年12月から35年3月までの期間に係る同共済組合の短期掛金及び長期掛金を給与から控除されていることから、申立人は申立期間において、同共済組合の組合員であったと認められ、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人は、同じ身分(非常勤職員)の同僚4人の名前を挙げているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち二人は、申立人と同じく昭和33年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、他の一人は同年4月1日に同被保険者資格を喪失しているほか、残り一人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2678

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 11 月から 5 年 4 月 1 日まで  
② 平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 4 月 ごろまで

平成 4 年 11 月から 6 年 4 月 ごろまで A 社で勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間①のうち平成 4 年 12 月 26 日から 5 年 3 月 31 日まで、A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は平成 7 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、「申立人は当初、1 日 6 時間勤務であったため、厚生年金保険に加入させていなかった。その後、申立人は、平成 5 年 4 月 21 日に 6 時間勤務から 8 時間勤務へと勤務形態が変更となったことから、この時、厚生年金保険に加入させた。したがって、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険に加入しておらず、給与から同保険料も控除されていない。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立期間①、②及びその前後の期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 10 人に照会し、7 人から回答を得たところ、このうち一人は、「A 社は、1 日 6 時間の短時間勤務者は厚生年金保険に加入させていなかったが、8 時間の勤務者は厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」と回答している上、別の複数の同僚からは、「申立人は、1 日 6 時間の短時間勤務者であった。」との回答があ

り、これらは前述の事業主の回答と符合する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した前日の平成5年6月30日に離職しており、雇用保険の離職時期と厚生年金保険の被保険者資格喪失時期が一致する上、申立人は、離職した後に雇用保険の求職者給付等を受給していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人については、事情により、平成5年5月30日から同年6月30日まで休職扱いとして休業手当を支払い、同年6月30日に解雇予告手当を支払って同日付けで解雇した。」と回答しており、これは、上記の雇用保険及び厚生年金保険の加入記録と符合する。

さらに、先述の同僚の一人からは、「私は、平成4年12月にA社に入社し、5年6月ごろに退職した。申立人は、私と同時期に入社し、退職時期も同じであったため、申立人は、申立期間②においては勤務していないと思う。」との回答があり、これは先述の事業主の回答と符合する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。